

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 34歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年4月27日

4 処分理由

令和3年8月29日午前7時33分頃、勤務校女子更衣室において、同校女子生徒の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にした小型カメラを、同更衣室内のロッカーに隠し入れて設置した。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年4月27日

4 処分理由

令和元年11月5日から令和2年4月13日までの間に、自宅から勤務校までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を計87回行い、通勤手当計68,118円を不正に受給した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）